

第十章 空家等対策計画のまとめ（全体概要と具体的対策の実施スケジュール）

第01節 空家等対策計画の全体概要

(1) 発生抑制のための具体的な施策

施策対象は、居住者が不在になって1年未満の住宅や居住者が転居予定の住宅等

1) 空家等の調査及び早期情報収集体制の構築<第三章>

→①空家等の調査、追加調査、台帳整備、市民等からの情報提供、パトロール

- ・追加調査を5年間で実施し、台帳を更新する。
- ・住宅以外の建築物の調査をする。
- ・台風前などにパトロールをする。

2) 総合的な相談体制の構築<第七章>

→②相談窓口の充実（総合、適正管理、除却、活用、税金、相続）

- ・適正管理、除却については、管理課が所管する。
- ・活用については、地域協働課が所管する。
- ・税金については、税務課が所管する。
- ・相続については、総務課等で司法書士団体等を紹介する。

3) 維持保全、リフォームの負担軽減策の確立<第四章>

→③ホームページや窓口での提供情報の充実（事業者情報、空家・空地情報）

- ・適正管理、改修、除却に関する情報として、市と協定を締結する業界団体等を掲載したり、相談窓口で紹介したりする。
- ・活用や移住等について、空き家・空き地バンク等の情報を収集し提供する。

→④負担軽減への対応（維持保全・リフォーム費用、危険防止対策・除却費用、税緩和）

- ・利活用のための費用負担軽減策を講じる。
- ・危害防止措置のための費用負担軽減策を講じる。
- ・住宅除却直後の敷地の固定資産税や都市計画税の上昇を緩和する。

(2) 管理不全の解消のための具体的な施策

施策対象は、主に空家でCランクとDランクや空家になった場合同ランクの住宅等

1) 総合的な相談体制の構築<第七章>

→②相談窓口の充実（総合、適正管理、除却、活用、税金、相続）

2) 所有者等への適正管理、除却等に関する情報提供<第四章>

→③ホームページや窓口での提供情報の充実（事業者情報、空家・空地情報）

3) 危険防止対策・除却の推進<第四章>

→④負担軽減への対応（維持保全・リフォーム費用、危険防止対策・除却費用、税緩和）

- 4) 所有者等への適正管理、除却等に関する負担軽減策の確立<第四章>
 - ④負担軽減への対応（維持保全・リフォーム費用、危険防止対策・除却費用、税緩和）
- 5) 自治会組織を活用した管理不全状態の解消<第六章>
 - ⑤自治会の情報による管理者の特定や自治会と連携した注意喚起等の対応
 - ・法による「指導」に入る前に、身近な情報により迅速に「注意喚起」をすることも考えられる。
- 6) 法令等の適切な運用<第六章>
 - ⑥条例や基準等の整備による法の円滑な運用
 - ・判断基準等を明確にして、行政指導や行政処分を迅速におこなう。

(3) 有効活用のための具体的な施策

施策対象は、主に空家でAランクとBランクや空家になった場合同ランクの住宅等

- 1) 総合的な相談体制の構築<第七章>
 - ②相談窓口の充実（総合、適正管理、除却、活用、税金、相続）
- 2) 既存ストックの流通促進<第五章>
 - ⑦空き家・空き地バンクの充実
 - ・移住者政策と一緒にPRをする。
- 3) 利活用に関する情報提供<第五章>
 - ③ホームページや窓口での提供情報の充実（事業者情報、空家・空地情報）
- 4) 既存ストックの流通や利活用に関する負担軽減策の確立<第五章>
 - ④負担軽減への対応（維持保全・リフォーム費用、危険防止対策・除却費用、税緩和）
 - ⑧移住体験宿泊所整備事業
 - ・移住希望者の短期滞在型住宅として空家を整備して、移住者政策と一体的に推進する。
- 5) 自治会組織等を活用した空家等の有効活用<第五章>
 - ⑨交流拠点施設整備事業
 - ・滞在型移住者交流施設や滞在型地場産業体験施等として空家を整備して、移住者政策と一体的に推進する。

(4) 推進体制の構築のための具体的な施策

施策対象は、空家全般と空家になる予定の住宅等

- 1) 実施体制の確立及び庁内の連携強化<第八章>
 - ⑩内部組織の役割分担と市空家等対策検討会議での審議
 - ・関係課や各支所との日常的な連携と建設水道部長を会長とした空家等対策検討会議での重要案件の審議を効率的に実施する。
- 2) 専門家機関による施策の提案や評価<第八章>

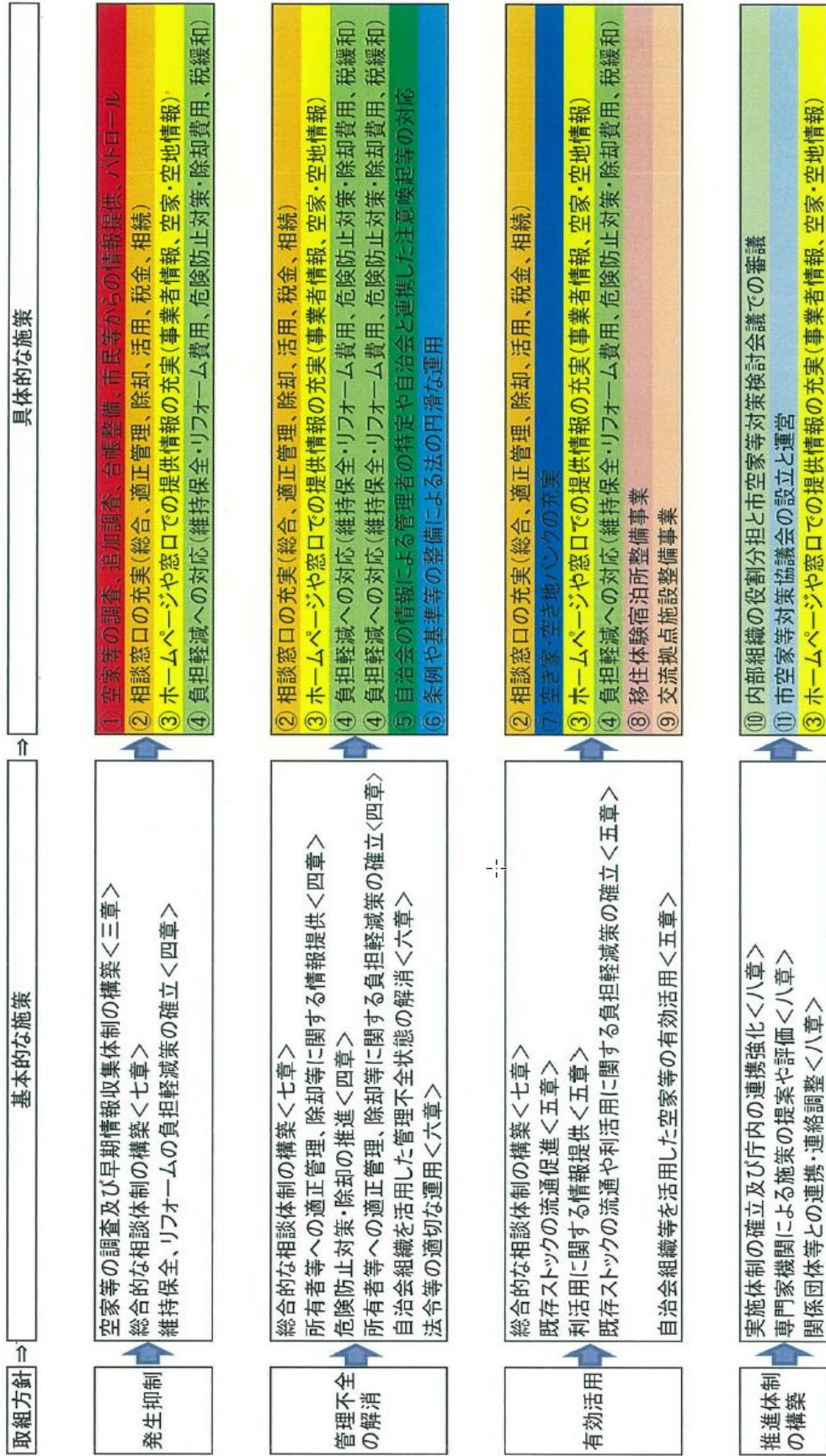
→⑪市空家等対策協議会の設立と運営

- ・専門的知見が必要な案件等の諮問をするための機関を設ける。

3) 関係団体等との連携・連絡調整<第八章>

→③ホームページや窓口での提供情報の充実（事業者情報、空家・空地情報）

■空家等対策計画の概要版



02空家等対策計画の実施スケジュール(計画期間:平成28年度～平成32年度)

施策項目	施策内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①空家の調査、台帳整備	・空家等追加調査 (住宅:5年間で更新)		■	■	■	■	■
	・空家等新規調査 (住宅以外の建築物)		■				
	・老朽建築物パトロール (台風前)		■	■	■	■	■
②相談窓口の充実	・相談体制整備 (適正管理、除却)		■	■	■	■	■
	・相談体制整備 (税金、相続)		■	■	■	■	■
	・相談体制整備 (活用、リハ・ジョン、移住)		■	■	■	■	■
③情報提供	・提供可能情報の充実 (適正管理、除却)		■	■	■	■	■
	・提供可能情報の充実 (活用、リハ・ジョン、移住)		■	■	■	■	■
	・関係団体との連携(協定)		■	■	■	■	■
④支援制度の充実	・老朽化防止対策費用の支援				+		
	・リフォーム費用の支援						
	・空き家活用促進事業 (空き家バンク登録物件の改修費用等補助金)						
	・除却費用の支援						

施策項目	施策内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
④支援制度の充実	・除却直後の固定資産税の緩和措置			(課税の実態把握を含め、実施は未定)			
⑤自治会との連携	・自治会からの情報収集と連携した注意喚起						
⑥法の円滑な運用	・条例、基準等の整備						
⑦空き家・空き地バンクの充実	・登録数の拡大			(空き地バンクの実施は未定)			
⑧移住体験宿泊所の整備	・管理戸数の拡大			(次年度以降は、財政措置を含め、実施は未定)			
⑨交流拠点施設の整備・活用	・施設の整備			(財政措置を含め、実施は未定)			
	・施設運営費用の支援			(財政措置を含め、実施は未定)			
	・活用事業費の支援	+		(財政措置を含め、実施は未定)			
⑩庁内の実施体制の整備	・空家等対策検討会議の設置						
	・空家等対策検討会議の開催						
⑪外部機関の活用	・空家等対策協議会の設置						
	・空家等対策協議会の開催						

管理、除却の重点施策

利活用の重点施策